

## 芸術文化観光専門職大学再入学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学学則（令和3年兵庫県公立大学法人規程第1号。以下「学則」という。）第31条第2項の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 再入学の入学資格については、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 学則第31条の第1号又は第2号に該当する者であること。
- (2) 退学又は除籍になった日から起算して、経過年数が3年以内であること。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

(再入学できる条件)

第3条 再入学を願い出ることができる条件は、学部に収容力がある場合に限る。

(許可願)

第4条 再入学を願い出る者は、再入学許可願（別記様式）を、学期が始まる2箇月前までに学務課に提出しなければならない。

(既修得単位等の認定)

第5条 学長は、教授会の意見を聴いた上で、学則第31条第1項の許可を受けた者（以下「再入学の許可を受けた者」という。）について、次の事項を決定する。

- (1) 既修得単位の認定
- (2) 入学年次
- (3) その他必要と認める事項

(再入学の許可を受けた者に係る在学年限)

第6条 再入学の許可を受けた者に係る在学年限は、過去の在学期間を通算するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

再入学許可願

芸術文化観光専門職大学長 様

令和 年入学

学籍番号\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

現住所（〒\_\_\_\_\_）

\_\_\_\_\_ )  
(TEL \_\_\_\_\_ )

私は、 年 月 日付で退学／除籍になりましたが、下記の理由により再入学  
したいので、許可くださるようお願いします。

（病気の場合は、医師の診断書を添付すること。）

記

1 再入学を希望する理由〈詳細に記入すること〉

（病気の場合は医師の診断書を添付すること。）

2 再入学を希望する期日 令和 年 月 日

-----  
保証人記入欄（保証人自らが記入すること。）

保証人氏名\_\_\_\_\_

現住所（〒\_\_\_\_\_）

\_\_\_\_\_ )  
(TEL \_\_\_\_\_ )